

主な障がい福祉サービス

【障がい福祉サービス等】

サービス名	サービス内容
①居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排泄、食事などの介助を行うサービスです。
②重度訪問介護	重い障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。
③同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
④行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。
⑤重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の度合いがとても高い方に、居宅介護などをまとめて提供するサービスです。
⑥施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者に対し、入浴、排泄、食事の介護などの支援を行うサービスです。
⑦短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護などを行うサービスです。
⑧療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
⑨生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
⑩自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行うサービスです。
⑪共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
⑫自立訓練（機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。
⑬就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
⑭就労継続支援（A型、B型）	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
⑮就労定着支援	通常の事業所で働いている方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行うサービスです。
⑯就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援を行うサービスです。
⑰計画相談支援	サービス等利用計画案の作成や事業者等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行うサービスです。
⑱地域移行支援	住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所への同行を行うサービスです。

サービス名	サービス内容
⑱地域定着支援	常に連絡体制を確保し、障がいの特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援するサービスです。
⑳手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚に障がいがある者等からの申請により、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。
㉑日常生活用具給付等事業	日常生活を営む上で著しい障がいのある人に対し、排泄管理支援用具、入浴補助用具や視覚障がい者用拡大読書器等を給付しています。
㉒移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤・通学等、通年かつ長期にわたる外出等を除く）で、原則として1日の範囲で用務を終えるものについて、外出支援を行います。
㉓訪問入浴サービス	居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な寝たきりの心身障がい者（手帳所持者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供します
㉔日中一時支援	障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、一時的な見守り等の支援が必要と認められる障がい者に対し、日中における活動の場を確保し、見守り・社会に適應するための日常的な訓練・その他市が認めた支援を行います。
㉕地域活動支援センター	障がい者本人が地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、日中活動や社会との交流の機会を提供する施設。
㉖声の広報・点字広報の発行	多くの方に、はすだの街を知っていただくために、「声の広報（CD）」「点字広報」の貸し出しを行っています。

【障がい児福祉サービス】

サービス名	サービス内容
①児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練などの支援を行うサービスです。 ※令和6年4月より医療型児童発達支援は廃止され、児童発達支援に一元化されました。
②放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
③障害児相談支援	障がい児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整を行うサービスです。
④居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
⑤保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援などを行うサービスです。
⑥福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護や日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。
⑦医療型障害児入所施設	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護や日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。